令和４年度ケアプラン点検

鹿屋市では、介護保険法（平成９年法律第 123 号）第 115 条の 45 第３項第１号に基づき、介護給付適正化事業の一環として「ケアプラン点検」を実施しております。

１　目的

ケアプランがケアマネジメントのプロセスを踏まえ「自立支援」に資する適切なケアプランとなっているかを、基本となる事項を介護支援専門員とともに検証確認しながら、介護支援専門員の「気づき」を促すとともに「自立支援に資するケアマネジメント」とは何かを追求し、その普遍化を図り健全なる給付の実施を支援するために行うもの。

２　概要

（１）市による点検

市内居宅介護支援事業所及び地域包括支援センターに属する介護支援　専門員等が担当する利用者のうち、確認の必要があると判断したものについて、個別にケアプラン等の点検を実施する。

（２）委託業者による点検

市内居宅介護支援事業所のうち標準化維持改善比が 100％以下の事業所及び地域包括支援センターに属する介護支援専門員を対象とし、委託業者による点検を実施する。
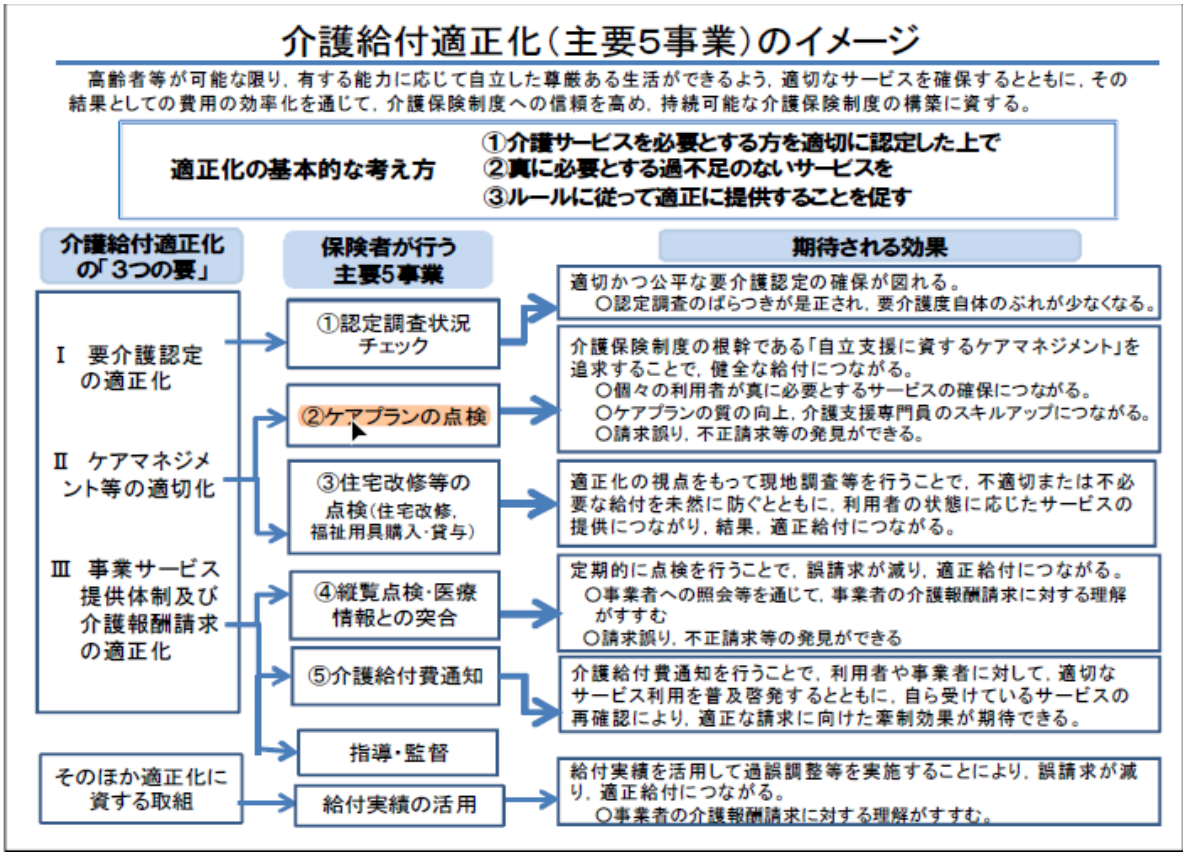
※参考　介護給付適正化（主要５事業）イメージ図